

介護予防短期入所利用料金

令和元年10月1日改正

(1) 介護予防短期入所療養介護費

介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度、利用される部屋及び負担割合証によって介護予防短期入所療養介護費が異なります。以下は、1日当たりの自己負担額です。

(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

介護度	部屋	多床室(加算型)	従来型個室(加算型)	ユニット型個室(強化型)
		1割負担の場合	1割負担の場合	1割負担の場合
要支援1		613円/日	580円/日	668円/日
要支援2		768円/日	721円/日	826円/日

(2) 居住費及び食費

段階	部屋	多床室	従来型個室	ユニット型個室	食費
第1段階		0円/日	490円/日	820円/日	300円/日
第2段階		370円/日	490円/日	820円/日	390円/日
第3段階		370円/日	1,310円/日	1,310円/日	650円/日
第4段階		377円/日	1,668円/日	2,006円/日	1,580円/日

※利用者の居住費・食費の段階の基準

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円以下の方
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円を超える方
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯課税の方

1日3食の食費の内訳は、朝食(400円)、昼食(600円)、夕食(500円)ですので、入退所日及び外出等により1日3食とられない場合は、食された料金のみお支払いいただきます。

なお、負担限度額認定を受けている場合は、各段階の上限額以上にお支払いいただくことはありません。

(3) 加算料金

項目	利用者負担金額	概要
	1割負担の場合	
夜勤職員の配置加算	24円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置した場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	利用者ごとの個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき実施した場合に加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を

		行った場合に7日間を限度に加算されます。
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画に位置づけられていない緊急利用者を受け入れた場合に加算されます。
若年性認知症受入加算	120円/日	若年性認知症利用者を受け入れた場合に加算されます。
送迎加算（片道）	184円/回	送迎を実施した場合に加算されます。
療養食加算	8円/回	医師の食事せんに基づき腎臓病食や糖尿病食等の提供を行った場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	34円/日	入所施設において、在宅復帰率やベッド回転率等、在宅復帰・在宅療養支援等指標を満たした場合に加算されます。
緊急時治療管理加算	511円/日	利用者の様態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合に加算されます。
サービス提要体制強化加算	18円/日	介護職員のうち介護福祉士が60%以上の場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算	{(介護サービス費と加算料金の合計額) × 29 ÷ 1,000} 円/月	

(4) その他の費用

項目	利用者負担金額	概要
テレビ利用料	700円/月	テレビ1点につき。
管理料	500円/月	冷蔵庫等の電気製品1点につき。
日用品費	75円/日	石けん、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の費用であり、施設で用意する物を利用される場合にお支払い頂きます。
洗濯代	実費	私物の洗濯を依頼された場合にお支払い頂きます。
特別な食事	実費	通常の食事に加えて食事サービスが必要な場合にお支払い頂きます。
理容・美容代	実費	施設に出入りの業者に調髪を依頼された場合にお支払い頂きます。
教養娯楽費	実費	クラブやレクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料及び遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意する物を利用頂く場合はお支払い頂きます。
行事費	実費	お茶会やドライブ、観劇等の費用や講師を招いて実施する各教室の費用で、参加された場合にお支払い頂きます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種に係る費用で希望された場合や、その他必要な検診にかかる費用をお支払い頂きます。
死亡診断書	5,000円	利用者の希望によって使用される診断書等の文書の発行費。尚、その際に掛かる検査等の費用につきましては、別途お支払い頂きます。
診断書等の文書発行費	3,000円	